

面会規程

医療法人田中会 武蔵ヶ丘病院

第 1 条（目的）

本規程は、患者および家族等の面会について必要な事項を定め、患者の心理的安定、療養意欲の維持、意思決定支援並びに円滑な退院支援および地域連携の推進を図ることを目的とする。

また、面会については患者の権利および尊厳を尊重しつつ、感染対策その他医療安全上必要な範囲において適切に運用する。

第 2 条（基本方針）

1. 当院は、患者と家族等との交流機会を重要な支援の一つと位置付ける。
2. 面会制限を行う場合は、感染症流行状況、患者状態その他合理的理由に基づき、必要最小限とする。
3. 入退院支援および退院調整に必要な家族面談、多職種面談等については適切に対応する。

第 3 条（面会可能時間）

面会時間は原則として以下の通りとする。

14：00～16：00 平日・土曜・日曜（祝を含む）

30分以内（1回につき） ※病棟運営上必要がある場合は変更することがある。

第 4 条（面会人数）

1回あたりの面会人数は制限を設けない。ただし、病棟の状況に応じて制限を設ける場合がある。

第 5 条（面会時の遵守事項）

面会者は以下を遵守するものとする。

1. 来院時の手指消毒
2. 必要時のマスク着用
3. 病棟職員の指示への協力
4. 他患者への配慮
5. 面会中の飲酒・大声・迷惑行為の禁止

第6条（面会を制限する場合）

当院は、以下の場合に面会を制限または禁止することができる。

1. 発熱、咳、嘔吐、下痢等の感染症状がある場合
2. インフルエンザ、COVID-19 その他感染症流行時
3. 中学生以下の者
4. 患者の治療・処置・安静に支障がある場合
5. 多床室において他患者への影響がある場合
6. 医療安全上問題がある場合
7. 病院運営上必要と判断した場合

第7条（終末期等の対応）

終末期その他病院が特別に必要と認めた場合は、個別に面会時間・人数等を調整する。

第8条（オンライン面会）

感染対策その他やむを得ない事情により直接面会が困難な場合は、必要に応じてオンライン面会等の代替手段を活用する。

第9条（規程の周知）

本規程は院内掲示、ホームページその他適切な方法により周知する。

附則

本規程は令和8年6月1日より施行する。